

<親権者変更調停>

1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停又は審判によって行う必要があります(親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などには、家庭裁判所に親権者変更の審判を申し立てることができます。)

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるので、調停手続では、申立人が自分への親権者の変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境等の他、子の福祉の観点から、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等に関して事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、子どもの意向をも尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官(裁判官)が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立人(申立てができる人)

- ・子どもの親族

3 申立先

- ・相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

- ・相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村(多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

- ・相手方の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・対象となる子ども1人ごとにつき1200円分
- ・連絡用の郵便切手・・・80円×9枚, 10円×8枚 合計800円分

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・申立人, 相手方, 子どもの戸籍謄本(全部事項証明書)各1通
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては, このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

【郵送提出の場合の宛先】

＜本庁管轄のもの＞

郵便番号 100-8956
東京都千代田区霞が関1-1-2
東京家庭裁判所 家事事件係

＜立川支部管轄のもの＞

郵便番号 190-8589
東京都立川市緑町10-4
東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。